

戸籍に氏名のフリガナが記載されます

市に本籍がある人への通知の時期は7月中旬から下旬です。



戸籍法の改正により、戸籍の氏名欄に新たにフリガナが記載されます。戸籍に記載される予定のフリガナは、令和7年5月26日(月)時点での本籍地の市区町村から通知されます。通知の時期は市区町村で異なります。

通知が届いたら

- 通知が届いたら、まずそのフリガナを確認してください。
- フリガナが正しい場合は、届出をしなくても大丈夫です。
- 令和8年5月26日(火)以降に順次戸籍に記載されていきます。

フリガナが誤っていたら

- 令和8年5月25日(月)までに、オンライン、郵送、窓口で届出をしてください。
- マイナンバーカードを使ったオンラインでの届出が便利です。

問合せ

フリガナ制度について

☎コールセンター 0570-05-0310

平日のみ 8時30分～17時15分

オンライン届出の操作方法について

☎マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

平日 9時30分～20時

土日祝日 9時30分～17時30分

上記以外について

☎市民課 995-1853

平日のみ 9時～12時

13時～16時45分

- 7月14日(月)～市役所地下多目的ルームに特設コーナーを設置します。

☎市民課 995-1853



市公式LINEを使いませんか

無線放送の内容やごみの分別方法の確認、市民課の窓口予約もできます。



市公式LINEは市からのお知らせやイベント情報、緊急情報などの受信だけでなく、便利なショートカット機能もあります。素早く必要な情報にアクセスできる市公式LINEを使ってみませんか。

無線放送の内容を確認する

無線で放送しているお知らせやイベント、募集情報臨時放送の内容は、市公式ウェブサイトに掲載しています。無線放送を聞き逃してしまった場合は、市公式LINEのメニューから確認できます。



ごみの分別方法と市民課窓口予約

ごみの分別方法や収集日などを市公式LINEのメニューから調べることができます。また、市民課の窓口の予約もできます。



☎秘書広報課(広報広聴係) 995-1802